

特別償却の付表（二十四）の記載の仕方

1 この付表（二十四）は、青色申告法人が令和2年改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第47条第1項《企業主導型保育施設用資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和2年旧措置法第68条の34第1項《企業主導型保育施設用資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、令和2年旧措置法第47条第1項又は第68条の34第1項に規定する企業主導型保育施設用資産（以下「企業主導型保育施設用資産」といいます。）の割増償却限度額の計算に関する参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した企業主導型保育施設用資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

また、この付表は、令和2年旧措置法第47条第1項又は第68条の34第1項に規定する事業所内保育施設（以下「事業所内保育施設」といいます。）ごとに別葉に記載して提出してください。

2 「企業主導型保育施設用資産の種類1」は、企業主導型保育施設用資産が「建物」、「建物附属設備」、「構築物」又は「器具及び備品」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

3 「取得価額4」には、企業主導型保育施設用資産の取得価額を記載します。

ただし、その企業主導型保育施設用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立

額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

4 「割増償却率6」の分子は、次の企業主導型保育施設用資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

- (1) 建物及び建物附属設備並びに構築物…「15」
- (2) 器具及び備品…「12」

5 「償却・準備金方式の区分8」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

6 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「事業所内保育施設の名称9」には、例えば「○○保育所」のように事業所内保育施設の名称を記載します。

(2) 「事業所内保育施設の区分10」は、法人が事業所内保育施設の新設又は増設をする場合には「新增設」を、それ以外の場合には「その他」を○で囲みます。

なお、「その他」の場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。

(3) 「幼児遊戯用構築物等の有無11」は、新設又は増設をする事業所内保育施設とともに取得等をする令和2年旧措置法第47条第1項又は第68条の34第1項に規定する幼児遊戯用構築物等の有無の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

なお、「無」の場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。

(4) 「助成金の受領の有無12」は、事業所内保育施設における保育事業の運営費につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項《仕事・子育て両立支援事業》の規定による助成を行う事業に係る助成金の受領の事実の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

なお、「無」の場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。

(5) 「同上の助成金の交付を受ける期間13」には、法人が受領した助成金の交付を受ける期間を記載します。

(6) 「その他参考となる事項14」には、その資産が企業主導型保育施設用資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。